

# ひろば・ちがさき

No.837

2009年4月3日

市民会議・市民自治市議団

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1  
市役所内 0467(82)1111

中嶋  
須田  
岸  
小磯  
和田

お 86-5643  
る 86-8788  
ず 87-8766  
正 52-6731  
明 清  
妙 67-5980  
子  
當

## 自治基本条例の策定が進行 骨子報告書が提出されました

2月28日、「茅ヶ崎市自治基本条例(仮称)」市民検討委員会より、市長に「茅ヶ崎市自治基本条例骨子」報告書が提出されました。

議会では、自治基本条例研究会で、3月30日、報告書の内容について、担当課より説明を受けました。

茅ヶ崎市が自立した自治体としてどのように歩んでいくのか、わたしたち市民はまちづくりの主体としてどのような権利があり、どのようなかたちでまちづくりに参加できるのか。市民が主体となつてまちづくりを進めるための基本的な考え方や、議会、市長の役割、自治体運営の仕組みなどが盛り込まれています。(骨子報告書 前文より)

「市民等の権利と責務」  
「市民参加の推進」「情報の共有と公開」「議会の役割と責務」「市長等の役割と責務」「市政運営の原則」「住民投票」など14の大きな項目と36の小項目からなっています。

2005年8月に市長より委嘱され発足した市民検討委員会では、委員会内部の議論だけでなく、市内12地区での意見交換会、常設意見交換会、団体との意見交換、また、専門家を招いての学習会や講演会など、多方面からの検討を行ってきました。

「自治基本条例は、茅ヶ崎がどのような基本理念の下で自治体運営をしていくのかという根幹部分を定めるものであり、自治体の憲法と言われるものです」と市長も委員会発足の際に挨拶しています。

今後、庁内の会議と市民検討委員会との意見交換を通じて素案がまとめられ、その後、パブリックコメント、例規等審査会を経て条例案として12月議会に提出審議される予定です。

### 茅ヶ崎駅南口

#### ベンチ取替え

#### 市民の目線で工事

私たちの会派は、週3回駅頭でひろばちがさきの配布を行っています。昨年、読んでいただいたいる市民の方から、ベンチについて「屋根の真下に位置する大きなベンチは、雨の日にはかえってじゃまになり、傘をさしてバスを待たなければならぬ」というご指摘を受けました。さっそく担当課に問い合わせたところ

「老朽化が進み取り替への必要はあるが、予算の都合で、実施の時期は確定できないが努力する」との回答があり、その後の経過を見守っていましたが、3月に取替え工事が行われました。位置については雨天時に現場の状況を確認するなど適切に改修が進みました。小型化により、列に並ぶ人のじゃまにならず、また背もたれのないタイプはどちら側からも座ることが可能になりました。

